

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

兵庫県新型コロナ対策適正店認証制度について

このたび、国における「マスク着用の考え方の見直し」等を受けて、**令和5年3月13日（月）以降、「兵庫県新型コロナ対策適正店認証」の認証基準を変更**します。
ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。



1 認証制度の基準の見直し

引き続き、以下の認証基準の遵守をお願いします。

認証ステッカー

	旧（改正前）	新（改正後）
1	座席配置の工夫やパーティションの設置など、密にならないよう、他のお客様との間隔を十分とっている。 ※ 少人数の家族や日常的に接している知人等の少人数の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合を除く。	（変更なし）
2	手指消毒液を設置している。	（変更なし）
3	飲食以外の会話時でのマスクなどによる飛沫防止の徹底を呼びかけている。	廃止 ※ <u>マスク着用は個人の判断に委ねる。</u> ただし、従業員や来店者に対して業務上の理由等によりマスク着用を求めることは可能
4	空気清浄機やCO2センサーを設置するなど、定期的な換気を行っている。	（変更なし）
5	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っている。	（変更なし）
6	感染防止対策宣言ポスターを掲示している。	廃止

2 その他のお知らせ

現在、令和4年4月1日以降に新規認証店舗として登録された店舗（まだ一度も現地確認調査を受けていない店舗）に対して、見回りを実施しています。

※ 店舗訪問日時を指定することはできません。

※ 当日、調査を受けることができない場合は「感染対策のポイント」をお渡しするので、自己チェックをしてください。

お問い合わせ先

◆兵庫県措置要請等相談窓口 TEL：078-362-9480 受付時間：平日9時～17時

◆兵庫県新型コロナ適正店認証見回り事務局

TEL：078-391-1021 受付時間：平日9時～17時

◆県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>